

孟子における孔子『春秋』制作説について

加 賀 栄 治

明らかに「孔子が春秋を作った」・「孔子が春秋を成した」と言っている。

世衰道微、邪説暴行有作。臣弑其君者有之。子弑其父者有之。孔子懼、作春秋。春秋、天子之事也。是故孔子曰、知我者、其惟春秋乎。罪我者、其惟春秋乎。

……中略……

孔子成春秋、而乱臣贼子懼。

今、われわれが手にする『春秋』とは、「公羊伝」・「穀梁伝」・「左氏伝」の三伝を伴った『春秋（経）』である。それは、いわゆる春秋時代の、魯の隠公元年（前七二二）から哀公十四年（前四八一）に至る（「左氏経」によれば哀公十六年に至る）、十二公、二百四十二年間の魯国の年代記である。しかもそれは、各公各年の記事が、長いものでも一条が三十字ほど、短いものになると一条が一字、あるいは二字・三字の、総じて短い各条が合計一千八百余条でできている、極めて簡単な年代記である。この『春秋』が、中国の文献上に登場してくるのは、周知の通り『孟子』に始まる（『墨子』明鬼篇下に見られる「周之春秋」等や、『隋書』李德林伝に言う『墨子』の「百国春秋」は、今措く）。

その『孟子』には、今、この『春秋』の名を挙げて論ぜられている個所が三章あり、その一つ、滕文公下篇では、

これは、弟子の公都子が、「先生は弁論好きだと評判されていますが、それはどうしてですか。」と問うたのに対する孟子の答えとして、有名な「一治一乱」の歴史観に立って展開される長篇の論のうち、孔子を「治」に位置づけて述べるくだりと、最後のまとめのくだりとに見られるものである（以下、これに関わって論ずるばあい、「公都子章」と仮称する）。

ところが、いま一つ、『孟子』離婁下篇では、次のように言っている。

孟子曰、王者之迹熄而詩亡。詩亡、然後春秋作。(以下、「王者章」と仮称)

見る通りここでは、「春秋作」(「春秋作る」と読んでも、「春秋作らる」と読んでも、つまりは春秋が作られたの意となる)と言っているが、孔子が「作春秋」(春秋を作った)とは言っていない(古注・新注共に「春秋作」を、「孔子が春秋を作った」意に解しているが)。そこで民国の馮友蘭氏は、右の二つの章は矛盾していると考え、「王者章」こそが事実に近いものだとし、「孔子は、正名を主張せんがために『春秋』を作ったのではない。『春秋』等の義を取って正名を主張したのだ。」と提唱した(大学叢書本『中国哲学史』第一篇、第四章、(三)正名主義、民国二三年九月、商務印書館。なお馮氏は、これより以前、「孔子在中国歴史之地位」と題して、これと同じ趣旨の論を提起している。『古史弁』第二冊、参照)。しかも、馮氏は、『中国哲学史』で「註」し、劉師培の論(「孔子作春秋説」・『左龔集』卷二)を引いた上で、「『春秋』を作るとは、『春秋』を講じたことだ。孔子は『春秋』を講じて、特に正名の点を重視したのだ。」とやうに至っている。

ここに端を発し、わが国戦後の学界でも、孟子の言う「孔子懼れて春秋を作る。」とは、『春秋』を著作したと言っているのではない、『春秋』を講説したのだ、だから「作」

は、「つくる」と読むべきではなく「おこす」と読むべきだ、と主張する学者が輩出することとなった(渡辺卓「春秋著作説話の原形」、原掲載誌は略、今『古代中国思想の研究』、昭和四八年三月、創文社、所収、に始まり、日原利国『春秋公羊伝の研究』「一の一、春秋および春秋学」、昭和五一年三月、創文社、で補強されている。この説は、今もなお続いているようである。近藤則之「孔子『春秋』制作説の成立について」『中国哲学論集』17、一九九一年一〇月、九州大学中国哲学研究会、参照)。

しかし私には、今ここで、これら内外の諸説につき、一々その論述をとり上げ、その是非を論ずる余裕がない。またその必要性も、論争の興味を求める人に対しての外には、それほど意味あるものとは考えない。私にとつての当面の課題は、『孟子』に見られる孔子『春秋』制作説の真相やいかん、であり、今はただ、その実相究明にまっすぐ進むことである。

ただ、そのためには、孔子『春秋』制作説が牢固たるものとして定着した時点に立ち、まずその実態を押さえ、そこから逆にさかのぼって『孟子』を照射する。そうした遡上法を採ってこの小論を進めるのが、大方の理解をより得やすくするであろうと考える。そこで私は、漢代、「公羊伝」が学官に立てられた時点での孔子『春秋』制作説の実

態は、いかなる様相を呈し、いかなる内容のものとなつて
いるか、まずその点から、この小論の考察を始めることと
したい。

二

周知の通り、漢の武帝による五経博士の設定（建元五年、
前一三〇）は、その後の中国の官吏登用のための学を含め
た正統教学を、儒学一尊にした。そしてその時、五経の一
つ『春秋』は、「公羊伝」による解釈が正統とされた。つ
まり「公羊伝」の学官立学である。それは何故か。それを
含めて当時、『春秋』ないし「公羊伝」が、いかに観ぜら
れ、いかに扱われていたか、その点を最もよくわれわれに
呈示してくれているのが、今さういうまでもなく司馬遷の
『史記』である。

『史記』は、司馬遷が自ら言うように「『春秋』を繼ぐ」
の意図をもって成された（太史公自序）。それなるが故に、
『史記』太史公自序には、漢代、「公羊伝」の学官立学に伴
う『春秋』観が、より豊富に、より集成的に呈示されてい
る。その『春秋』観の最も要約されたものが、実に

春秋者、礼義之大宗也。

の二句である、と私は観る。『春秋』とは、「礼の義」秩序

規範の最も根幹をなすものである、という意味である。し
かも、その秩序規範は、より直接的には、政治社会のそれ
であった。『春秋』が「是非を弁じ」、「義を道^いう」のは、
まさしく「乱世を撥^{おさ}めてこれを正しきに反^{かえ}すは、『春秋』
より近きは莫^なし。」（哀公十四年「公羊伝」の文を引く）のため
であった。だからこそ『春秋』は、王者の大道を呈示する
ものとして、次のように定位される。

夫春秋、上明三王之道、下弁人事之紀、別嫌疑、明是
非、定猶豫、善善惡惡、賢賢賤不肖、存亡國、繼絶世、
補敝起廢。王道之大道也。（太史公自序）

このように豊富な言辞で述べられている『春秋』観は、見
方を換えて言えば、『春秋』が作られることによって何が
もたらされたか、そのままだが『春秋』制作効用論ともいう
べきものに、外ならないこととなる。

そこで、『孟子』を振り返って見てみよう。「公都子章」
では、「孔子春秋を成して、乱臣賊子懼る。」（なおこれに、
「春秋は天子の事なり」をも合わせうであらう）と言う。その
前で「乱臣賊子」を言う孟子の語調には、激しいものがある
が、前掲・『史記』における『春秋』制作効用論では、
それとは比べものにならないほど、豊富な大輪の花を咲か
せるかの如く、拡大展開されたものとなっている。にもか

かわらずその間において、秩序規範の確立という一線の脈絡が、絶えることなく続いていたのであることを、われわれは首肯できるであろう。

ではいったい、このような『春秋』は、何故に作られたのであろうか。次には、『春秋』制作意図論ともいえるべきものに移る。『史記』では、前述・効用論の展開されるその初めで、上大夫壺遂が、「昔、孔子は、何をか為さんとして春秋を作りしや。」と問うたのに対する司馬遷の答えとして、次のように言う。

太史公曰、余聞董生曰、周道衰廢、孔子為魯司寇。諸侯害之、大夫壅之。孔子知言之不用、道之不行也、是非二百四十二年之中、以為天下儀表。貶天子、退諸侯、討大夫、以達王事而已矣。（太史公自序）

これは要するに、「周の王道が衰微したとき、孔子は、春秋時代二百四十二年間の事実には是非の判断を下し、それを天下の人々の儀表として、真の王者の事業を通達させようとした。」それが『春秋』を制作した意図・目的である、と言っているものである。なおこれに、父司馬談の遺言として述べられている言葉、「幽・厲の後、王道は欠け、礼樂は衰えたり。孔子は旧きを脩め、廢れたるを起こし、詩・書を論じ、春秋を作れり。」（太史公自序）を合わせて見る

と、『春秋』は「周道の衰廢」を回復せんと意図して作られた、とする観方が、より明示されてくるであろう。

そこでまた、『孟子』を振り返って見てみよう。まず、

「王者章」の「王者の迹熄^きんで詩亡ぶ。詩亡びて、然る後に春秋作らる。」を見ると、『史記』の言う『春秋』制作意図論とは、少なくとも制作の時代認識においては、重ね合わせる事ができるものである。また、「公都子章」の「世衰え道微にして、邪說暴行また作る。臣にしてその君を弑するものこれ有り。子にしてその父を弑するものこれ有り。孔子懼れて春秋を作る。」は、語調の激しさが際立っているとはいえず、孔子の『春秋』制作の意図が、「周道の衰廢」を回復せんとすることにある点で、『史記』と同じ一線に連なるといえよう。

ところで、前掲・太史公自序で言う『春秋』制作意図論は、「董生に聞い」たものの、すなわち司馬遷の春秋学の師董仲舒から受けたもの、とされていた。今、董仲舒の著とされている『春秋繁露』を見ると、その自序ともいえるべき俞序篇では、

仲尼の春秋を作るや、上は天端を探りて、王公の位、万民の欲する所を正し、下は得失を明らかにし、賢才を起こし、以て後聖を待たんとす。（蘇興『春秋繁露義』）

証』の訂正に拠る)

と言っている。前掲・太史公自序の「董生」の言と、そのまま重なり合う文意ではないとしても、その孔子『春秋』制作意図論においては、両者矛盾するものとはいわれまい。それはともあれ、僉序篇では、右に続けて

故に史記を引きて、往事を理め、是非を正して、王心を見す。(蘇輿の説に拠る)

と言う。ここに至って、『春秋』の制作は何にもとづき、いかにして成されたか、「史の記を引く」、史官の記録を引くという制作依拠論を含めて、『春秋』の制作とは、実際にいかになされたか、制作實際論ともいふべきものに言及されることとなった。われわれの最も注視しなければならぬ点である。

これまで私は、主として『史記』にもとづきながら、孔子『春秋』制作説を、制作効用論、制作意図論ともいふべき面に分け、それが、『孟子』における孔子『春秋』制作説と、一線の脈絡をなしていることを見た。そして今や、最も注視すべき第三点に至った。この点につき、司馬遷は、いかに観じ、いかに論じているであろうか。且つまたそれは、果たして、孟子の言うところと、一線に連なるものであろうか。

三

司馬遷の『史記』で、前掲・『春秋繁露』僉序篇の「引史記、理往事、正是非、見王心。」と、等しい意味で対応する言い方をしているものは、儒林列伝序の

故因史記作春秋、以当王法。

であろう(なお、孔子世家の「乃因史記作春秋」や、三代世表序の「孔子因史文次春秋」なども、同類とされよう)。とすれば、「史の記に因って春秋を作る」、史官の記録に因るとは、実態上、いかなる意味であろうか。また、「是非を正し」で「以て王法に当つ」とは、その因った「史記」の記載表現に對し、實際上、いかなる操作をなした結果できたのであろうか。孔子『春秋』制作説の真相を究明する上で、最も核心とすべき点は、まさしくここにあると思う。

この問題について、司馬遷は、いかに解いているであろうか。『史記』十二諸侯年表序で、「孔子は、王道を明らかにしようとして、七十余君に干めたが、能く用いられることが莫かった。」とした後、

故西觀周室、論史記旧聞、與於魯而次春秋。上記隱、下至哀之獲麟。約其辭文、去其煩重、以制義法。王道備、人事浹。

と言っているのが、その解答に当たるものと考えられる。

右に言う、「周室」で観た「史記」とは、周の王室図書館が所蔵している列国の「史記」の意であろう。司馬遷は、春秋列国にはそれぞれ史官の記録があり、その「史記」は皆周室に所蔵されていた、と考えているようである（例えば、六国年表序で言う「諸侯史記」、及び「史記独藏周室」など、参照）。すなわち司馬遷によれば、孔子が『春秋』を制作するに当たって依拠したものは、周室所蔵の列国の「史記」であった。したがって、魯を主とする立場上、魯の十二公の年月に拠って周及び列国のできごとを編次しなければならぬ（「興於魯而次春秋、上記隱、下至哀之獲麟」）。しかし司馬遷によれば、孔子が『春秋』を制作するに当たって依拠した資料は、単に魯国の「史記」のみではないとする。そのためであろうか、司馬遷の『史記』のどこを見ても、「魯の史記」（あるいは「魯の春秋」とか、「魯の史記に因る」などと、魯国に限定された言い方は、していないようである。

しかも、その依拠したものが、周及び魯を含めた列国の「史記」であったから、そこには当然、重複があり、無駄がある。それを削去し、それを簡約にした上で、なお最も大事な義法（褒貶の義理を示すきまり）をうち立てなければならぬ。

ばならない（「約其辭文、去其煩重、以制義法」）。いわゆる「筆削」の基準である。司馬遷は、孔子はそれを成したとし、且つ、孔子が「春秋を為るに至っては、筆すべきは則ち筆し、削るべきは則ち削る。子夏の徒、一辭も賛すること能わず。」（『史記』孔子世家）とまで言う。かくして、『春秋』は完成されたのである（王道備、人事浹）。これがすなわち、前掲・「因史記作春秋、以当王法。」と言う、孔子『春秋』制作説の第三点、何に依拠したかの方法と、いかに書かれたかの実際に関し、司馬遷が呈示しているその意味内容である。

このような観方・考え方が、歴史的事実であるか否かを、私は、今ここで、問題にしようとしているのではない。今ここでわれわれは、このような観方・考え方が、司馬遷の当時、「公羊伝」が学官に立てられたころ、牢固として定着していた孔子『春秋』春秋制作説の実態様相であることを、知れば足りる。言い換えれば、これは、『春秋』解釈学上、漢代公羊学とよばれ、その勢力を振るっていた一派の観方・考え方に外ならないことを、知れば足りる（ちなみに、司馬遷以後と思われる公羊家たちが、緯書説などに拠って提言している「閔因叙」の文、「昔孔子受端門之命、制春秋之義、使子夏等十四人、求周史記、得百二十国宝書、九月經立。」、『春秋

公羊経伝解詁、隱公第一」題下疏、などを参照されたい。

そこで、またひるがえって『孟子』を見ることとする。

前掲・「王者章」の文（以下「王者章」第一節とよぶ）は、今その章で扱われている全文ではない。そこでは、その後になお

晉之乗・楚之麇・魯之春秋、一也。其事則齊桓・晉文。其文則史。」孔子曰、其義則丘竊取之矣。（離婁下）

と、二節に分かれるような内容を、合わせて一章としている（山田琢博士は、この「王者章」の全文を、もともと三つに分されるべきものが一つに合わされたものと見、極めて示唆に富む考察をされている。山田琢『春秋学の研究』「十、孟子の『王者之迹熄』章の解釈について」、昭和六二年一二月、明德出版社、参照。そして右の「王者章」の前半（「王者章」第二節）が、上述・「春秋」制作の依拠論と関わり、その後半（「王者章」第三節）が、『春秋』はいかに書かれたかの実際論と関わるもの、の如くに見える。以下、これを二つに分けて考察したい。

四

右の「王者章」第二節で、孟子は確かに、春秋各国の史官の筆に成る年代記、「晉の乗、楚の麇、魯の春秋」な

どとよばれる各国の「史記」の存在と、その性格・内容の同一性を明言している。私は、ここに孟子の歴史眼、文献史料の性格・内容を見抜く眼識の確かさを認めるものである（『孟子』尽心下篇の「春秋無義戰」章も、この点と関わるものといえよう）。が、それはともあれ、この孟子の立言をもって、前掲・「史記」で見られた孔子『春秋』制作依拠論と同じ考え方、同じ内容であると、直ちにいつてよいであろうか。この問題への考察を進める上で、われわれは、『孟子』と『史記』との中間に位置すると考えられる『春秋』三伝の記載が、この問題をどう扱っているか、参看する必要がある。

例えば、魯の宣公二年（前六〇七）、晉の靈公が趙穿に殺された。それを『春秋（経）』は、「（宣公二年）秋九月乙丑、晉趙盾弑其君夷臯。」と書いている。実際の弑殺者が趙穿であるのに、経文の記載では、時の最高実力者趙盾（趙宣子）に罪をさせているのはなぜか。それを解くのが三伝共通の課題である。

(1)「公羊伝」は、それを宣公二年（経）の下で説かず、宣公六年（経）「春、晉趙盾衛孫免侵陳。」の下で説く（事件発生の年で説かない例は、「公羊伝」でしばしば見られるもの。今、そのわけには触れない。また、晉の靈公の無道ぶりか

ら弑殺されるに至る史伝説話は、三伝中、最も詳しく、且つ筋立っている。「左氏伝」の史伝記事は、その節略かと思われるが、それも、今措く。その中で、「晉史書賊曰、晉趙盾弑其君夷獯。」と書かれたわけを、その「史(史官)」の言葉として、「君主が弑殺され、国に帰って来たのに、賊(下手人)を討たなかった」からであると言う。

(2) 「穀梁伝」は事実の説明を極めて簡略化した上で、「史狐書賊曰、趙盾弑公。」としたわけを、史狐の言葉として、「子為正卿、入諫不聽、出亡不遠。君弑、反不討賊、則志同。」だからであると言う。その点は、「公羊伝」と大差がない。なお、その終わりで「於盾也、見忠臣之至。」と言うのは、次の「左氏伝」の評言と関わるものようである。

(3) 「左氏伝」は、史実の説明に重点をおく。且つ「詩云」を二度も引いて文飾を加えているが、「大史(董狐)書曰、趙盾弑其君。」としたわけを、大史の言葉として、「子為正卿、亡不越境、反不討賊。非子而誰。」と言う。基本的には、「公穀二伝」と大差がない。その後で、孔子の評言を加え、「孔子曰、董狐、古之良史也、書法不隱。趙宣子、古之良大夫也、為法受惡。」と言っている。明らかに、孔子を経文への評言者、解経者としている。

右の三伝が、義理を解く点での細かな差異は、今措くも、この経文が晉の史官の記載に拠ったものであるとする点は、三伝共に等しい。とすると、この経文、すなわち三伝共に晉の史官が記載したとする晉国の出来事が、何故に、またいかにして、『春秋(経)』に書かれることとなったのであろうか。

「左氏伝」は、右の一例でも明らかのように、孔子を『春秋』の制作者としてはいない。しかも、杜預の「春秋序」の冒頭で、「春秋者、魯史記之名也。」と言っているように、「左氏伝」において『春秋』とは、魯国の年代記そのものをさす。したがって、その『春秋』に、魯国以外の各国に関する記載があるわけは、各国から魯国にもたらされた「赴告」に拠ったものの、「赴告」そのままを書いたためとする(隠公十一年「左氏伝」の「凡例」の外、隠公七年・僖公二十三年・文公十四年・宣公十年等の「凡例」参照)。晉の大史による記載が、そのまま魯の『春秋』に記載されるのも、何ら異とすべきことではない。しかも「左氏伝」のこの「赴告」説が、「王者章」第二節の立言から転化されたものとみなされたばあい、その受け止め方は、必ずしも孟子の立言と抵触するものではない。

これに対し、「公穀二伝」ではどうであろうか。「穀梁

伝」は、『春秋（経）』の作者を孔子とする立場に立つかのようではある。しかし、その主張の一貫性は、必ずしも明瞭ではない。且つまた、「公羊伝」と重なり合う面をもつと共に、「左氏伝」との相互交渉も認められるようである。これに比し、「公羊伝」は、哀公十四年伝の末尾で、「君子（疏云、君子、謂孔子。曷為為春秋。撥乱世、反諸正、莫近諸春秋。」と明言しているのを始め、孔子を「君子」とよんで、『春秋』制作者とする立場を一貫させている。とすれば、右の「公羊伝」で言う「晉史」とは、いかなる性格のものとなるであろうか。問題は、この「晉史」が、「公羊伝」の立場からみて、孔子『春秋』制作時において、各国の「史記」を孔子が直接的に参照・依拠したものとして認めている表れ、とみなしうるか否かの点である。

この問題につき、ある論者は言う、「公羊伝は、孔子が春秋を作るに当たっては、広く諸国の史料を参照したことを認めているとなしてよい。」と（前掲注、山田論文、参照）。「王者章」第二節の立言に対する「公羊伝」の受け止め方を、然りであるとするためである。しかし、仮りにそうみなしうるとしたばあい、且つ「公羊伝」がそれを一貫させているならば、『春秋（経）』に魯国以外の各国の記事がおよびたしく記載されている限り、「公羊伝」には、この「晉

史」と同様、各国の名を冠した「某史」という記載が頻出しなければなるまい。ところが、そうした記載は、この「晉史」一例のみである。なおまた私見によれば、「公羊伝」には、孔子が各国の「史記」に直接依拠して書いたとする、決定的記載は見られないようである。「公羊伝」の右の「晉史書賊曰、云云」の記載は、たまたま三伝の相互交渉を示す一例に過ぎないのではあるまいか（私は、三伝の形成過程における相互交渉を、かなり密なものと考えている）。

要するに、『孟子』「王者章」第二節の立言は、前掲『史記』で見られた『春秋』制作依拠論へと、そのまま直結するものでは決していない。しかも、その間に、孔子『春秋』制作説に立つ「公羊伝」を置いてみても、なお直結するものではないように考えられる。「史記」で見られるような『春秋』制作依拠論は、「公羊伝」の成書（それは、通説のような漢の景帝のころでは決していない。少なくとも秦代まではさかのぼりうる）以後、漢代に至る間に形成されたものであらう。ましてや、『史記』で説く周室所蔵の「史記」を観て作ったなどと言うことは、まさに後世の拡大付会というべきであらう。

次いで考察すべきは、「王者章」第三節である。しかもそれは、『春秋』がいかに書かれたかの、『春秋』制作実際

論と関わるかの如く見えるものである。それは果たして、前述・『史記』に見られたような意味での孔子筆削説、孔子が列国の「史記」の重複を削り、簡約にした上で「義を」うち立てたとするのと、直結するものであろうか。

さて、『孟子』『王者章』第三節では、孔子の言葉として、「其の義は則ち丘、竊かにこれを取る。」と言っている。もともとこのくだりが、前二節と異なる時・所で発言されたものであろうとも、今「王者章」として一括されている限り、「其の義」とは、『春秋』の義（褒貶の価値判断、ないしその基準）をさす。それを「孔子は竊かに取った。」と言う。それはいい、いかなる意味、いかなる実態を言ったものであろうか。まず、『春秋』三伝はその点についていかに受け止めているか、そのことから考察を始めたい。

朱熹の『孟子集注』が、この「其義則丘竊取之矣。」を解くに当たり、昭公十二年「公羊伝」の「子曰、（中略）、春秋之信史也、其序則齊桓晉文、其会則主会者為之也。其詞則丘有罪焉耳。」（朱注が引くのは傍点部）を引き、「意亦如此。」と言っている。「公羊伝」の立場は、朱熹の言う通り、孟子のこの立言と密に関わっており、朱熹の解釈は、その立場に立ってなされたものである。つまり、「公羊伝」は、『春秋（経）』の「詞」辞（記載表現）に対し、孔子が責め

を負うものと言っており、その限りにおいて、その「辞」はすべて孔子の筆によって成されたとするものである。

次に、「穀梁伝」は、例えば、哀公十四年（経）「西狩獲麟」の伝で、この記載表現を「引取之也。」と解している。「王者章」の「其義則丘竊取之矣。」と対応するものであろう。そしてこの「引取之也。」は、「魯に引き当てて義を示した。」あるいは「魯に引き当てて義をこめた。」と解すべきであろう（前掲注、山田論文、および岩本憲司「春秋穀梁伝范甯集解」、一九八八年一〇月、汲古書院、参照）。つまり「穀梁伝」もまた、『春秋（経）』の「辞」が、たとえそのすべてではないとしても、孔子の意思によって書き成されたものとするものである。だからこそ「公穀二伝」は、経文の記載表現に即し、逐一それを取り上げつつ、その「辞」に示されている「義」、すなわち、孔子がそう書いている意味・精神を究明しようとする形をとる。「公穀二伝」は、「事」を述べることを必要限度内にとどめ、「辞」に示される「義」の究明を、あくまでも第一義としているものである。今、その例を一々挙げるまでもなく、「公穀二伝」を一見すれば、なにびともそれに気づくであろう。

これに対し、「左氏伝」のばあいはどうであろうか。「左氏伝」の立場は前にも触れたように、あくまでも「事（史

実」を重視し、必ずまず「事」を述べることから始めている。例えば、『春秋』開卷冒頭の経文「元年、春、王、正月。」に対し、「左氏伝」は、「公穀二伝」とは比べものにならない簡略さで、「元年、春、王、周正月、即位を畫さざるは、撰なればなり。」と、事実のみを記す。しかし、「事」を述べることから始める「左氏伝」とてもまた、当然のことながら、『春秋（経）』の記載表現に対し、その意味（義）を説こうとする。それは、「左氏伝」もまた、あくまでも経に対する伝として形成されたものだからである。

ただ、「左氏伝」が「義」を説くばあい、その伝文中における位置や、その形はさまざまである。例えば、隠公元年（経）「夏五月、鄭伯克段于鄢。」の伝で、まず「事」を述べた後に、

書曰、鄭伯克段于鄢。段不弟、故不言弟。如二君、故曰克。称鄭伯、譏失教也、謂之鄭志。不言出奔、難之也。

と言う。こうした形、「書曰」（書云）などが、「左氏伝」で「義」を解く形をより明示しているものといえよう。且つまた、ここで「義」を解くためにとり上げられた「辞」は、「段」（段と名を称して弟と言わないこと）であり、「克」（克つ

と書かれていること）であり、「鄭伯」（鄭伯がやったと名ざしで記されていること）であるが、この問題としている「辞」は、「公穀二伝」と多少の差はあっても、大差がない。また、その解く意味内容も、「公穀二伝」と大差がない。

ところで問題は、『春秋（経）』を孔子の手で書かれたものとしないう「左氏伝」のばあい、経文の「辞」に含まれている「義」は、どうして、誰によって解かれたとするのか、の点である。この問題については、「左氏伝」の立場を最もよく解明している、杜預の「春秋序」を借りて答えよう。ここでは、右の「書曰（書云）」や「故書」「不書」「不称」などと言って「義」を解いているのは、皆、孔子による「変例（凡例）」に見られる周公の旧例を変えた新例」であると言う。つまり孔子は、『春秋（経）』の「事」に対する評言者、「辞」に対する解義者の位置に立ち、その解経の表れが「書曰」等であるとする。とすれば、「王者章」の「其義則丘竊取之矣」の「取之」とは、「左氏伝」の立場から見て、孔子が『春秋』の「義」を撰取して解いたこととなるであろう。それが、「王者章」の「取之」の理解として不当なものでない限り、ここでもまた、「王者章」第三節の三伝における受け止め方が、二様に示されることとなった。

そこでまた、前述・『史記』に見られた孔子『春秋』制作實際論に立ち返ってみよう。司馬遷は、孔子が『春秋』を制作するに当たって依拠したものを列国の「史記」とした上で、その重複を削去して「辭」の文を簡約にし、そこに「義法」をうち立てたのだ、と言う。しかもそれは、「筆すべきは則ち筆し、削るべきは則ち削った」結果である、と言う。それならば今見る『春秋』は、もとの「春秋（依拠資料となった各国の「史記」）の記載を書き加えられたもの、あるいはもとの「春秋」の記載を書き変えたものとなるであろう。仮りに然りとしたばあい、それを今、實際に証拠立てるものが、三伝の中にあるだろうか。

この問題と関わる唯一の資料ともいべきものが、「公羊伝」で言う「不脩春秋」と「君子の脩めた春秋」とを対比している記載である。莊公七年（経）「夏四月辛卯、夜、恒星不見。夜中、星賞如雨。」に対する「公羊伝」で、

不脩春秋曰、雨星不及地而復（星雨りて地に及ばずして復る）。君子脩之曰、星賞如雨（星賞つること雨の如し）。

と言うのがそれである。この伝文に対する解釈は今略すとして、「不脩春秋」なるものがあり、「君子（孔子）がこれを修改した」と言う限り（そこにいかなる「義」がこめられているかは今問わない）、「公羊伝」の立場、すなわち『春秋

（経）の「辭」がすべて孔子によって成されたとする立場にとつては、一つの例証を掲げたことにはなるであろう（私は、「不脩春秋」と「君子脩春秋」との関係について、別に意見をもっているが、今は略す）。しかしながら、「公羊伝」に見られるこの一例のみをもって、『史記』で言う「筆削説」の例証とするならば、それは、あまりにも径庭の大きいもの、立説の根拠とはなりえないもの、といわねばなるまい。かくして、ここでもまた、『孟子』「王者章」第三節は史記で言う孔子『春秋』制作實際論と直結するものではない、というべきであろう。

五

これまで私は、孟子における孔子『春秋』制作説の真相を究明すべく、その説の確立された漢代、「公羊伝」立学のころの実態を『史記』でとらえ、そこから逆に照射してみた。すなわち、『史記』に見られる孔子『春秋』制作説を、便宜、『春秋』制作効用論・意図論・實際論に分けてその実態をとらえ、その上で『孟子』の立言を振り返ってみた。その結果、前二者において、『孟子』と『史記』との間には、そのまま連なること（表現の修辭性や強調の度合いの違いはあっても）を見た。しかし、孔子『春秋』制作説の

核心ともいえるべき實際論、『春秋』の制作は何に依拠し、実際にかに書かれたかの点に至ると、それは直結するものでないことを見た。

しかも、その間に『春秋』三伝を置いて考察したとき、そこに明示されてくる方向性には、孟子の立言が、少なくとも「公羊伝」（穀梁伝）を含めてもよい」と「左氏伝」とで受け止め方が異なるように、二様に展開されて行く可能性があった。「左氏伝」の受け止め方は、孔子『春秋』制作説に立つものではない。とすれば、孟子が最もたんてきに、「孔子が春秋を作った」・「孔子が春秋を成した」と言っている「公都子章」での立言は、いったい、いかなる意味での立言となるであろうか。

『孟子』「公都子章」は、その長篇さもさることながら、孟子の特長的史観、一治一乱の歴史観に立つ、緊密性に富んだ（よりたんにいえば、レトリックに富んだ）一大文章である。しかし今ここで、それを詳論する余裕がもはやない。ただ、ここで今、はっきりといえることは、孟子の言う孔子『春秋』制作説が、前述・『春秋』制作効用論・意図論の領域で立言されている点である。『春秋』は何のために作られたか、『春秋』が作られた結果何がもたらされたか。それは要するに、崩壊しつつある現実の社会秩序を

前にして、新たな秩序規範をうち立てんがため、孔子が『春秋』を作ったとするものである。孟子の生きた時代、戦国時代中期の様相を論ずることも、今措く。まさしく『春秋』は、新たな秩序規範の樹立をめざす儒家教団の営みとして、その古典化を図るべく、最も力が注がれていた対象であったのである。

秩序規範の樹立者、それは儒家教団にとって、孔子以外にはありえない。孔子が『春秋』を作ったとする立言は、ここにもとづく想定に立つものと、私は考える。想定には、その想定を成り立たせる端緒ないし根拠がなければならぬ。おそらく儒家教団では、それを求めて、孔子と『春秋』を結びつけるさまざまな営みがなされた、また、なされて行ったであろう。それは、後に見られる『春秋』授受説のみではない。「公羊伝」で説かれているような解經作業（伝の作成作業）も、早くからなされていたに違いあるまい。その結果、歴史事実として、漢代における「公羊伝」立学となり、孔子は、秩序規範の樹立者、改制者として定位されることとなったのである。

なお付言しよう。孟子の『春秋』に関する立言、ないし孟子のころの儒家教団における『春秋』古典化活動に伴う立言には、その後の『春秋』三伝等の形成過程で、それら

の伝をそれぞれに定着させる根拠的萌芽が、そこにはつきりときざしていた。この点においてもまた、われわれは、『孟子』に見られる『春秋』に関する立言の、総体的な歴史的意义を認めるべきであろう。

(文教大学)